

平成14年3月29日
於・三番町共用会議所(農林水産省三番町分庁舎)

食料・農業・農村政策審議会
主要食糧分科会議事録

食 糧 庁

目 次

1 . 開 会	1
1 . 会長あいさつ	1
1 . 長官あいさつ	1
1 . 資料の説明		
(1) 「米をめぐる情勢」		
(2) 「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画（案）」		
(3) 「生産調整に関する研究会について」	2
(4) 「麦対策に関する意見交換について」	11
(5) 「WTO農業交渉の状況」	13
1 . 質問・意見等	16
1 . 閉 会	41

開 会

石原食糧庁長官 それでは、定刻となりましたので、主要食糧分科会を開会させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。
本日は、米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画等につきまして御意見を賜りたいと存じます。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

会長あいさつ

八木分科会長 皆さん、おはようございます。お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、ただいま長官からお話がございましたように、米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画等につきまして御意見をいただきたいと思います。

長官あいさつ

八木分科会長 それでは、最初に石原長官からごあいさつをお願いいたします。

石原食糧庁長官 それでは、開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず本分科会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画につきまして、皆様方から御意見をちょうだいいたしたいと存じます。

この基本計画は、米穀に関する施策の基本方針等を農業者、流通業者、消費者等の関係者に明らかにする重要なものでございまして、活発な御議論をお願いする次第でございます。

また、本日は、この基本計画の説明にあわせまして、米につきまして、昨年のこの分科

会でも御説明いたしましたが、昨年の11月に米政策の決定を見ております。その中で、生産調整等の問題につきまして研究会を開催いたしまして、その場で生産調整及びそれにかかる問題につきまして議論する旨を御説明したところでございますけれども、それを受けまして、この1月に研究会を発足して検討を進めておりますので、その状況につきましても御説明させていただきたいと思っております。

それから、昨年の麦の売渡麦価を決定いたしました際のこの分科会におきまして、ミスマッチの問題等、先生方からいろいろな御意見をいただきました。これを受けまして、現在食糧庁では、生産者側あるいは実需者側と麦のいろいろな問題につきましての懇談の場を設けております。その意見交換、懇談の状況につきまして、あわせて御説明させていただきたいと思っております。

さらに、昨年の1月からWTOの農業交渉が始まっています。また、昨年のドーハの閣僚会議を受けまして、今年の1月から、いよいよWTOの農業交渉が本格化しているという状況にございます。そういうこともございますので、WTOの農業交渉の状況につきましても、あわせて御説明させていただきたいと思っております。

以上いろいろ申し上げましたが、基本計画を中心といたしまして、いろいろな問題につきまして、委員の皆様方から忌憚のない御意見をちょうだいすることをお願いいたします。一言私のごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

八木分科会長 ありがとうございました。

資料の説明

- (1) 「米をめぐる情勢」
- (2) 「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画（案）」
- (3) 「生産調整に関する研究会について」

八木分科会長 それでは、早速議事次第に基づきまして、資料の説明に入りたいと思います。

お手元に配付してございます資料について、事務局より説明をお願いいたします。

なお、本日は、おおむね12時くらいを目途に審議を終了する予定で進めたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願ひいたします。

まず、「米をめぐる情勢」、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画（案）」その他につきまして、食糧庁計画課長からお願ひいたします。

針原計画課長 食糧庁の計画課長でございます。

お手元の資料ナンバーで参りますと資料1から3までにつきまして、まず御説明したいと思います。

資料2、先ほど来指摘されております基本計画でございますが、基本計画の御説明に入る前に、最近の米をめぐる情勢につきまして、まず御説明いたします。

資料1でございますが、目次、5項目書いてございます。

その次のページ、1ページから説明させていただきたいと思います。

まず、「米の計画的生産の取組」でございます。

現在、101万ヘクタールの生産調整目標でございますが、市町村別配分が終了いたしまして、農業者段階への配分が進行しているところでございます。

また、でございますが、需給調整水田、青刈り等の対応でございます。昨年、全国段階で発動・不発動を決めておったわけでございますが、今年は、より機動的な取り組みが行われるように、都道府県段階で設置される作柄部会において発動の有無等を検討・決定するという仕組みに変えたいと思っております。ただ、全国段階では、この表にございましょうに、各種の情報について交換、発信するための取り組みも行っていきたいと考えております。

2ページでございますが、「生産調整に関する研究会」でございます。この点につきましては後ほど詳しく御説明いたします。省略させていただきたいと思います。

5ページでございます。「直近の米の需給・価格の動向」について御説明いたしたいと思います。

最近の自主流通米の入札価格でございます。今週行われました3月の入札でございますが、全銘柄平均で1万6,183円。前年の同時期の価格をわずかに上回る水準となってございます。他方で、産地銘柄別の調整保管の着実な実施等により販売環境の整備に努めていくことが必要な状況には変わりはないと思っております。

6ページでございます。その調整保管でございますが、基本方針としては23万トンを基本に調整保管を銘柄別に張りつけて行うことにしているわけでございます。

6ページの下の方に計画流通米の集荷状況を書いてございますが、最終の集荷見込みは446万トン程度と、昨年の集荷実績を36万トン程度下回る見込みでございます。作付面

積の減少、作況が前年よりも若干下がったこと、ふるい目下の数量の増加が主な要因でございます。

表をご覧いただきますと、12年産の計画流通米の集荷率が50.8%、13年産は49.2%ということで50%を割っておりますが、他方で系統分の集荷実績につきましては低下の状況が1.0%と、計画流通米の低下よりも若干下回っているという状況でございます。

7ページでございますが、販売動向でございます。

2月末累計で自主流通米につきましては前年よりも9万トン程度下回る状況になってございます。

政府米につきましては、今年の販売目標が20万トンでございますが、2月末時点で4.7万トンでございます。昨年より若干上回って推移しているという状況でございます。8ページでございますが、計画外の状況でございます。

計画外流通米の出荷量は、全体の生産量が減少したこともございまして前年を下回るものと見込んでおります。12年産が318万トンだったものが13年産が310万トン程度ということでございます。

「米の消費動向」でございます。平成12年度は若干上回っておりましたが、13年の4月から毎月前年を下回る状況になってございます。特に販売価格の変化等によって食品群間での消費者の選択が変化しやすい状況にあるという分析をしているわけでございます。

9ページでございますが、「精米表示の適正化のための取組」でございます。

昨年の4月1日以降、JAS法の改正により基準が改正されまして、表示の適正化のための取り組みを強化してございます。この表にございますように8万7,000業者に立入検査をし、それに基づく措置を行っているわけでございます。

また、玄米及び精米品質表示基準を一部改正いたしまして、特にブレンド米の表示の適正化に取り組もうということで、主要割合が50%未満の原料米の強調表示を禁止する等の内容の改正を今後適用したいと考えております。

10ページでございます。「米の安全性確保」の取り組みでございます。

まず、安全性に関する調査、特にカドミウム、残留農薬の調査でございますが、これを生産者団体とも連携しながら強化していきたい。具体的には残留農薬1,000点、カドミウム500点程度の調査件数を倍増させたいと考えております。

また、安全性確保のための取り組みを強化する体制を確立するために、今後「米の安全性に関する懇談会」を設けて、15年産米からの実施に向けた具体的方策について検討し

てまいりたいと考えております。

11 ページでございますが、米の消費拡大でございます。

「ごはん食の健康性」を最重要テーマとして、テレビ等の積極的な活用を通じて国民運動的な展開を図っていきたいと考えてございます。特にテレビにつきましては、右の方に書いてございますように、4月7日から毎週日曜日6時から30分、「隠れ家ごはん！～メニューのない料理店～」という番組を提供し、健康面を中心に全国的に情報を発信していきたいと考えているところでございます。

以上のような情勢の概略のもとに、資料2でございますが、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」について御説明したいと思います。

なお、この基本計画につきましては、昨年12月にこの場で御説明いたしました、このベースになります需給・価格の安定のための、いわゆる指針というものをベースに構成しているわけでございます。今回は昨年12月に御説明した事項からの変更点等を中心に御説明したいと思います。

1ページ目でございますが、需給・価格の安定に関する基本方針でございます。

昨年11月決定の「米政策の見直しと当面の需給安定のための取組について」に基づく施策を着実に推進するという基本方針で臨んでいきたいと考えております。

その内容でございますが、生産調整につきましては、面積ベースで13年産米と同規模の生産調整に取り組む。また、生産数量管理への円滑な移行のために、「生産調整に関する研究会」における検討を進める。

稻作経営安定対策につきましては、補てん基準価格の見直し等の措置を実施する。

政府の備蓄運営につきましては、在庫の縮減を図ることを旨として運用を行う、さらに、備蓄運営の健全化のための措置として、適正水準を6月末100万トン程度に引き下げる等の措置を今後継続的に実行していきたいと考えております。

2ページでございますが、自主流通米につきましては、表示の適正化、安全性に係る取り組みの強化、リベート販売の監視という取り組みに加えまして、計画流通制度にかかる安定供給体制の面につきまして検討を進めたいと考えております。また、価格形成センターの機能の充実も図っていきたいと考えております。

政府米につきましては、販売数量に応じた買い入れを行うとともに、各種用途への適切な供給を図っていきたいと考えております。

米の消費拡大につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

計画外流通米につきましては、引き続き流通実態、価格動向の把握に努めていきたいと考えております。

3ページ、4ページが米穀の需給見通しに関する事項でございます。文章よりも表で御説明した方が適切かと思いますので、4ページをごらんください。

12月に御説明したところから二つの点について変更を加えております。

第1点が、「全体需給」の欄のBのところ、13年産米生産量。906という数字が書いてございます。前回これは905万トンで出しておりましたが、12月の作況の確定とともに1万トンの増加ということで、この点を変更しております。

また、その下の「自流动通米」の欄で435万トンという数字が書いてございます。12月の御説明におきましては、これを470万トンとしておりました。自流动通米の集荷見込みを過去の傾向等を踏まえて若干意欲的に見込んでおりましたが、実際の集荷量がほぼ固まってございますので、それに基づきまして必要な修正を加えてございます。

なお、この修正につきましては、その分計画外の見込み数量が増加するということで、全体需給には影響がございません。905万トンが906万トンになったことに伴い、各年の供給量が1万トンふえ、持越在庫量が1万トンずつふえているというのが前回との主な相違点でございます。

5ページ、6ページは「米穀の生産の目標その他米穀の生産調整に関する事項」でございますが、前回の指針と同様でございます。主食用が875万トン、加工用24万トン、101万ヘクタールの生産調整、5万ヘクタール相当の緊急需給調整対策というのが主な内容でございます。

7ページでございます。「計画出荷数量及び計画出荷数量のうち米穀の備蓄の運営のために政府が買い入れる米穀の種類別の数量に関する事項等」でございますが、14年産米の計画出荷数量につきましては477万トンと見込んでございます。これは前回同様でございます。14年産米の政府の買入数量でございますが、うるち米15万トンといたします。ただし、この数字につきましては販売状況に応じて必要な増減をするということでございます。

8ページ、第5番目の「米穀の輸入数量及びその種類別数量に関する事項」でございます。

この表にございますように、国際約束に基づきまして77万トンの輸入を適正に実施したいと考えております。

なお、3番でございますが、SBSによる輸入につきましては、総量を10万トンとしまして、年4回程度平均的に入札を実施することとしたいと考えております。

以上が基本計画の御説明でございます。

資料3をごらんいただきたいと思います。「生産調整に関する研究会」でございます。

研究会につきましては本年1月18日に設置されております。ここにおいての生源寺先生を座長に、高木農中総研理事長を座長代理に発足しております。

2ページの下の表でごらんいただきますとおり、これまで全体研究会を3回、企画部会を5回開催いたしまして、論点・課題の整理がおおむね終わっております。あわせて、4月以降の研究会の進め方につきましてもほぼ合意ができてあるところでございます。

これまでの検討状況を御説明するに際しまして、論点・課題の整理に基づいて御説明するのが適切かと思いますので、3ページ以下、今週開かれました全体研究会において主な了解が得られた論点・課題の整理について御説明したいと思います。

3ページからでございますが、「検討の進め方に関する論点」が第1部、第2部が「政策等のあり方に関する論点」、第3部が検討を進める上で「共通認識を醸成すべき論点」、この3部構成になっているわけでございます。

第1番目の検討の進め方でございます。検討の基本原則でございますが、これまでの枠組みにとらわれないこと、根本に立ち返って検討すること、構造政策、経営所得安定対策等の関連する施策を含めた総合的な検討を行うこと、このようなことについてはほぼコンセンサスができている状況ではないかと考えております。

そのほか、わかりやすい政策、国民の理解を得る必要があること、検討の前提となる共通認識を醸成する必要があること、ということでございます。

検討の手順でございますが、共通認識の醸成が必要なことをまず摘出して、思い込みを排除して検討を進めていこう。あるいは、総合性ということでございますが、改革のスピードに十分留意する必要があるということ、政策のあり方、手法のあり方を明確にした後で助成のあり方を検討すべきであること、情報を開示し、現場の声やパブリックコメントを求めながら進めること、についてのコンセンサスがほぼできているかと思います。

また、検討上配慮すべき事項として、多面的な見方。特に生産者、消費者それぞれの立場に立って各段階への目配りをする必要がある、あるいは、政策目的と手段について相互の影響も考えながら対応関係を保つ必要があること、ということになってございます。

政策等のあり方につきましては、これからは検討の中身でございますのでいろいろな意

見を並列した書き方になってございます。主要な点のみを御紹介いたしたいと思います。

まず、30年間の問題点を総括していく必要があるという御指摘をいただいております。

4ページに参りまして、デフレの進展の影響、あるいは製造業としての視点という御指摘をいただいております。生産者団体、国（行政）との役割分担、連携のあり方を再検討すべき、集落機能についての見方の指摘、情報がなかなか現場まで正確に伝わっていかないことの問題点、稲作の構造づくりの問題、地方分権の考え方、現行の経営確立対策の実施期間への配慮といった御指摘をいただいております。

目的の理解ということでございますが、だれのため、何のための生産調整なのかを明らかにすべき、複数の政策目的間の関係を整理すべきではないか、ソフトランディングを目指し、当面継続する生産調整につきましても副作用の小さなものに変える必要があること、という御指摘をいただいております。

「手法の選択に関する論点」でございますが、これは幅広い考え方が示されてございまして、最初の丸にありますように、生産者の自主的な判断を尊重する考え方、まず計画生産が必要であることを確認すべきという考え方、意向を調整しながら中止も含めた判断をしたらどうか、という考え方が示されております。

5ページでございます。「不公平感の是正」という観点でございますが、少なからぬ財政負担を伴いながら不公平感がなぜあるのか、その実態について明らかにすべきではないか。正直者がばかを見ない仕組みが必要だ。総合的なメリット対策の検討が必要だ。その中で水田の面積に応じた一定額の負担を徴収する法律や制度的な仕組みが必要ではないか。他方で、強制的な手法は新たな不公平を生むか助長するだけではないかという指摘もいただいております。それから選択肢のあるシステムへ転換することが必要。公平確保のためにいろいろな事項について具体的に検討すべきではないか。不公平感だけについてもいろいろな意見が出ております。

「手法のあり方」については、現在の対策が複雑過ぎる、銘柄別の観点が必要である。生産数量管理につきましてはなかなか難しい、面積管理も併用すべきではないか。生産調整権あるいは稲作権のようなものを貸借ないし売買する仕組みが必要ではないか。メリット対策の具体化により主体性を持てるような仕組みが必要ではないか。地区達成あるいは集落達成、個人達成、そのどちらがいいんだろうかということで意見が違っております。面積による調整、数量による調整それぞれの長所短所を整理すべきではないかという指摘もいただいております。

6ページでございますが、より広く米政策のあり方という面につきましては、安全性と質を基本に考えるべき。価格の安定と供給の安定の必要性を踏まえるべき。市場動向に合ったものにすべき。その幾つかの丸につきましては、計画流通米と計画外流通米につきまして異なる立場が表明されておるわけでございます。

その下に行きまして、平時における流通規制は必要ないのではないか、価格形成のあり方に関する御指摘、消費拡大のあり方に関する御指摘、輸入米、備蓄に関する御指摘。国の役割・責任の明確な位置づけが必要である。消費者の視点に立った財政負担という検討の必要性。一番下に行きまして、生産者にもいろいろなタイプがあるので一くくりにしない視点が必要はないかという御指摘もいただいてございます。

7ページでございます。今度はお米ではなくて水田農業施策という面からの御指摘でございますが、水田農業基本政策、法制度の整備を含めて考えていくべきではないか。あるいは必要な水田面積。本当にどのくらいが必要かということを算出して考えていく必要があるのではないか、農地制度のあり方の検討が必要ではないか、農地の利用のあり方の検討が必要ではないか、という御指摘をいただいております。

真ん中あたりでは、集落の問題についても御指摘をいただいております。集落全体の協力が必要であるという御指摘。他方で、集落機能を維持するということと農業生産ということは分けて考えるべきではないかという若干違った御指摘もございます。農業委員会、土地改良区等の組織のあり方も視野に入れるべきではないか。

助成金のあり方としては、麦・大豆の本作化のための検討、あるいは逆にそれがモラルハザードを引き起こしているのではないかという御指摘もございます。耕畜連携を思い切って進めるべきではないかという御指摘もございます。

また、予算措置につきまして省全体で効率的な推進を図ることが必要ではないか、水田農業の将来像を提示する必要がある、資源循環型の装置である水田をできる限り守ることが基本である、という御指摘もいただいてございます。

8ページでございますが、経営政策・担い手政策のあり方につきましては、生産調整の問題と密接不可分であり、整合性を持って検討することが重要ではないかという御指摘をいただいております。現行の認定農業者制度につきましては、集落営農を含めた見直しが必要ではないかという御指摘もいただいております。

「共通認識を醸成すべき論点」でございます。幾つか丸がございますが、一番上の「総合的な検討」というのは、ここに書いた時点で共通認識が醸成されていると理解をしてよ

いのではないかということが前回の研究会で出されております。

そのほか、不公平感の原因、ミニマム・アクセス米、計画外流通の影響について、まず共通認識を醸成した上で検討に入るべきだということでございます。役割分担の問題、情報伝達の問題についても検討し、共通認識を醸成すべきということでございます。

この研究会でございますが、9ページ、10ページ、11ページに4月以降の予定を書いてございます。4月以降は、9ページの下にございますように、企画部会に加えまして生産調整部会、流通部会を設置いたしまして精力的な検討を進めるということになっております。

具体的な日程でございますが、11ページにそれぞれの部会の6月までの日程が書いてございます。月7回程度の開催と現地検討会を数回ということで、6月まで精力的な話し合いを進めるということでございます。

なお、12ページ、13ページに、3月に3回行いました熊本、宮城、石川における現地検討会で出された意見を今の論点整理の整理項目に従いまして整理しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

資料があと二つございます。共通認識の醸成事項のうち先行的に研究会におきまして実施した項目が二つございまして、一つがミニマム・アクセス米の影響、もう一つが米粉調製品の輸入実態、影響でございます。

ミニマム・アクセス米の影響につきましては、運用面からの検証、今後の対応についての検証、用途ごとの検証をそれぞれ行いまして、その総合評価ということで14ページに一定の整理がされておりますが、これにつきましてはもう少しコンセンサスを得るための議論が必要だということでございます。

現在までの整理につきましては14ページに書いてございますが、ミニマム・アクセス米の導入に伴う転作の強化は行わないとの閣議了解は数字上は担保されている。ただ、加工用途における心理的側面からの影響は払拭し切れない、この米の輸入を生産調整非協力の理由にされる等の事実が指摘されている、という認識の上に立ちまして、この影響を回避するために慎重を期した運用が必要だということと、この検証結果をわかりやすく情報開示し、関係者の理解を得る努力をしていく必要がある、という整理に今のところしております。まだもう少し議論が必要だという状況でございます。

「米粉調製品の輸入実態とその影響」につきましては一応コンセンサスはできております。米粉調製品が需給に影響を与え、特に加工原材料の需要に応じた安定供給により振り

かえを推進していく必要があるという結論になっておりますが、これにつきましてはほぼコンセンサスが得られているかと思います。

以上でございます。

(4) 「麦対策に関する意見交換について」

八木分科会長 それでは、続きまして、「麦対策に関する意見交換について」の資料について、食糧庁の企画課長から説明をお願いします。

長企画課長 企画課長でございます。

お手元の資料4をごらんいただきたいと思います。「麦対策に関する意見交換について」という資料でございます。

最初に長官のあいさつの中にもありましたように、昨年、麦についての御議論をいただきました。9月には麦の政府買入価格 - 特に生産の側で - それから麦作経営安定資金という助成金の問題、12月には売渡価格、コストプールの問題について御議論いただきました。

そういう中で、国内の麦の生産が急増している。自給率向上に資していること自体は評価されるべきですけれども、幾つかの県、産地において品質改善等の取り組みがあくれているのではないか。その結果、ミスマッチ、需要の側からなかなか引き取りがたいという、そういう問題が起きているのではないかという問題が一つと、もう一つは、売渡価格に当たっては、国内の生産振興に要する費用を売渡価格に乗せて計算しているというコストプールのあり方。最終的には昨年の12月に売渡価格について据え置きということで御答申いただきましたけれども、そのあり方について国産麦の急増との関連で見直していくべきではないか。そういう御指摘を夏、12月の段階にいただきまして、私ども、今その検討を進めているところでございます。

その一環として意見交換というものをまずスタートさせているということで、「趣旨」にございますように、といった麦をめぐる事情を踏まえまして、幅広く全体の需給、ミスマッチ、銘柄区分、民間流通の仕組みといった全般につきまして、生産者の側、実需者の側、それぞれいわば専門に取り組んでいただいている方々からいろいろな意見をちょうだいしながら進めているということでございます。

2番目に「これまでの状況」でございますけれども、今はちょうど14年産の麦が生育

している段階にあります。それについては昨年、価格ですとか民間流通というのを決められている。私どもが今考えていますのは、今年の秋に播種される 15 年産でございます。これにつきまして今年の段取りは、これから 4 月～ 6 月にかけてどれくらいの生産を各県が行っていくかという生産予定数量、まず希望が募られる。それを受けたて度は実需者の側と話し合いがなされて、契約、そして 8 月ごろには入札が行われていきます。そういった 15 年産の引き取りに当たって改善すべき点についてどういったところができるだろうかということを検討しなければいけません。それからまた全体の品質の問題とか売渡価格の問題、そういったことについても検討していくということで、今年のそういったスケジュールをにらみながら検討を進めておりますのが、これまでのところの状況でございます。

「(主要テーマ)」にありますけれども、ミスマッチの状況についてでございますが、先ほど申しましたように、自給率の向上自体は大変評価すべきなのですけれども、今、幾つかのミスマッチ、あるいは取り組みが遅れている県の方々からヒアリングという形で話を伺わせてもらっています。そういう段階で、県の実情としていろいろおっしゃっていることがあります。一つは、先ほど計画課長からありましたように、生産調整との関係というものがございます。生産調整をやっていく。そういったときに未達の市町村がどうしてもある。そういうところに麦なり大豆をつくっていくことで生産調整を達成していくかなければいけないんだという県の実情というのを非常に強くおっしゃる。そういう中で品質改善の努力も当然やっていくのですが、なかなか一気にはいかない。かといって、麦をつくらない、つくるなというのは県の現場では言いづらいんですよ、というふうな実情を県の方々からお伺いするわけです。そういう意味では、先ほど御説明があったように、全体の生産調整のあり方とミスマッチの議論は非常にリンクしているのではないかということが県の方々からわかってきているという状況でございます。

そういった中で幾つかの県の方々も、品質の向上に向けて、あるいは品種の取り組み、そういうものについては行っていくということを、15 年産に向けて伺っているという状況でございます。

二つ目は、銘柄の区分なり当てはめという問題がございます。

麦が急増しているものですから、ランク区分という仕組みがございまして、A ランクから D ランクまで四つに区分して、奨励金なりいろいろなお金を支払っていますが、今、実は A ランクが 8 割という、全体の国内生産の 8 割が偏っているという、生産の急増した影

響でございます。そういった中で、8割の中でも価格が低いものから高いものまであるということ。そういった評価とランクの当てはめがミスマッチ。これもいわばアンバランスが生じているのではないか。これにつきましては、これから15年産の計画が立てられますから、そういった中で見直すべき点は見直していくべきかどうかということについて今検討しているということでございます。

最後に、もう一つ大きな議論になっていますのは価格形成の問題でございます。

御案内のとおり、入札ということで麦については12年産からスタートしておりますけれども、生産の急増と相まって、ほとんどと言っていいですが、銘柄の価格が下がってきているという状況にあります。いわばミスマッチが起きている。余り努力がされていない銘柄は価格が下がるのが仕方ないとしても、主産地あるいは一生懸命努力している産地、北海道ですとか主産地、そういったところの銘柄まで麦の価格が下がってきていているという状況があります。こういったことは、努力をしている農家、産地からすれば、一生懸命やっているのに報われないじゃないかという不安、あるいは期待を裏切られているといった状況にもありますので、現在±5%という値幅制限を設けておりますけれども、そこをどういうふうにこれから全体の価格低下の中で考えていいのかというふうなことを仕組みの中で検討しているという状況にございます。

いずれにしましても、こういった今年の1年間のスケジュールを見ながら今検討しております、適宜この分科会にも状況を御報告して、また御議論いただきたいと思っております。

以上でございます。

(5) 「WTO農業交渉の状況」

八木分科会長 それでは、続きまして「WTO農業交渉の状況」について、食糧庁の国際課長から説明をお願いいたします。

増田国際課長 国際課長の増田でございます。

昨年の11月にカタールのドーハにおきまして第4回WTO閣僚会議が開催されまして、農業交渉は新ラウンドの一部として位置づけられたところでございますけれども、農業交渉のこれまでの経緯と現状について御説明させていただきたいと思います。

それでは、お手元の資料5をごらんください。

農業交渉の状況ということで、交渉の開始とこれまでの経緯ということでございます。

まず、農業交渉の開始ですけれども、1999年年末にシアトルでWTOの閣僚会議が開かれました。ここではラウンドの立ち上げには失敗したわけですけれども、新ラウンドが立ち上がっていない中、既に農業協定の中には次の交渉の開始時期が定められております。こういった一連の課題につきまして、合意済み課題・ビルト・イン・アジェンダと呼んでありますけれども - といったしまして2000年の初めから交渉が開始されております。

「これまでの農業交渉の状況」でございますけれども、農業交渉はジュネーブにおきまして農業委員会の特別会合という形をとって行われております。2000年3月までに第1フェーズ、第1段階というふうに呼んでありますけれども、7回、2002年2月までに第2フェーズ、第2段階として5回会合が開催されております。

それぞれのポイントについて言いますと、第1フェーズにつきましては、121カ国から計45の交渉提案が提出されて、これについての各国からの説明、議論が行われております。我が国も「多様な農業の共存」を基本的哲学とする「WTO農業交渉日本提案」を取りまとめまして、2000年12月にWTOに提出して、2001年2月の特別会合におきまして説明を行ったところです。

3枚目を開いていただけますでしょうか。

「WTO農業交渉日本提案の概要」ということで簡単に説明しておりますけれども、基本的姿勢といたしまして、「多様な農業の共存」を基本的な哲学として、農業の多面的機能 - 環境保全であるとか地域社会の維持・活性化といった農業が持っている多面的な機能に配慮するということです。食料安全保障の確保、農産物の輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正、開発途上国への配慮、消費者・市民社会の関心への配慮ということを追求するということで、具体的には下にございますような、市場アクセスにつきましては、関税水準、アクセス数量の設定についての品目ごとの事情を踏まえ柔軟性を確保して適切に設定すべきである。国内支持につきましては、現行の規律の基本的枠組みの維持、農業の実態を踏まえた観点から要件見直しの検討。輸出規律。これは輸出補助金とか輸出制限の措置についての規律強化。国家貿易につきましては、輸出国貿と輸入国貿を峻別しまして、輸出国貿についての規律強化。開発途上国への配慮といたしまして、既存の二国間や多国間の食料援助スキームを補完する国際備蓄の検討。消費者・市民社会の関心への対応ということで、食料の安定供給、食品の安全性等の確保。こういった消費者・市民社会の関心に対する貿易ルール上の配慮といったことを打ち出しております。

1ページにお戻りいただけますでしょうか。

この中でアクセス数量につきましては、輸出入国間の権利義務バランスの確保。これは、輸出国が輸出する自由、輸出しない自由を有している。WTOのルール上ですけれど。これに対しまして輸入国には輸入する自由、輸入しない自由を認められていない。こういうバランスの権利義務を是正するべきであるということでございます。

品目ごとの柔軟性の確保、最近の消費量を勘案した基準数量の見直し。数年おくれの関税化の代償が極めて過重であるといったことから、加重アクセスの改善等を主張して、我が国として受け入れ可能な枠組みを確保すべく、制度上の問題点を指摘しているところでございます。

日本提案についてのコメントでございますけれども、EU、韓国等は農業の多面的機能や食料安保に十分配慮すべきことについて支持を表明しております。それに対しましてケアンズ諸国、米国等は、日本提案は助成・保護の削減という農業協定の長期目標に逆行する極めて保護主義的な内容であるとの厳しい批判を行っております。

以上が第1フェーズで、第2フェーズになりましてからは、第1フェーズで示されました各国の提案をもとに、下に小さい字で書いてありますけれど、それぞれの項目ごとに各國が交渉提案や説明ペーパーに基づいて考え方を説明して、各國がコメントを述べる形で議論が行われております。ただ、特段の結論や方向性は出されておりません。

次のページに移っていただけますでしょうか。

先ほど申しましたように、昨年の11月にカタールのドーハにおきまして第4回WTO閣僚会議が開催されました。ここにおきまして、幅広くバランスのとれた項目を対象とする新ラウンドを立ち上げる閣僚宣言が採択されたところです。これによりまして農業交渉は新ラウンドの一部として、ほかの分野と一緒にして合意されるべきものとして位置づけられることになりました。

なお、閣僚宣言のうち農業関係につきましては、ケアンズ諸国が主張しております農業と工業を一体的に扱うべきであるといった農工一体論ですけれど、こういった交渉を予断する内容は盛り込まれずに、非貿易的関心事項、貿易以外の事項にも配慮すべきであるといった我が国の主張が盛り込まれております。

3番目の「今後の予定」でございますけれども、今年の1月から2月にかけて、ジュネーブで新ラウンド全般を管理する貿易交渉委員会が開催されまして、貿易交渉委員会の議長はWTOの事務局長とする。交渉組織につきましては、農業、サービス、非農産品

アクセス、WTOルール、環境、ワイン等の地理的表示、紛争解決了解の七つのグループを設置する、農業につきましては既存の農業委員会の特別会合において交渉を行うことが決定されました。

次のフェーズということで、ことしの3月以降、モダリティ。これは各国が譲許表等を作成するための基準となる、例えば国境措置につきましては関税水準の設定方式であるとか、国内指示につきましては国内補助金の削減方式、こういった各国の約束表を作成する上での基準となるものですけれども、モダリティの確立に向かって第3フェーズの議論が行われることになります。

交渉の期限ですけれども、ドーハの閣僚宣言におきまして交渉のさまざまなタイムテーブルが設定されております。それによりますと、農業につきましては2003年3月までにさらなる約束のためのモダリティの確立が行われる。来年の秋ごろと言われておりますけれども、第5回閣僚会議までに譲許表の改訂案 - これは各国の約束表の案でございますけれども - を提出する。2005年、再来年の1月1日までに農業部分を含むラウンド交渉全体の終結を目指すという形で交渉の予定が設定されております。今後こういった形で農業交渉が本格化されていくということでございます。

以上が農業交渉の現況でございます。

八木分科会長 ありがとうございました。

質問・意見等

八木分科会長 以上、一括して資料の説明をいただきました。

それでは、基本計画を初めといたしまして、ただいまの事務局からの御説明等につきまして、あるいはそれ以外の食料行政に関することでも構いませんので、どうぞ御自由に御質問あるいは御意見等をお願いしたいと思います。どなたからでも結構ですので、御発言いただければと思います。

山田委員どうぞ。

山田委員 それでは、口火を切るほど格好いい質問じゃなくて、自分が十分把握していたことがよくわからなくなつて、今気づいたような話で申しわけないんですけど、基本計画の中の4ページに需給見通しが立っておりますよね。この需給見通しで全体需給がありまして、とりわけ生産量等のところを見てみると、900万トンの計画生産量が予想

されて、うち計画出荷量が 462 万トンですね。政府米がありまして、合計が 477 万トン。これが計画流通米。こんなふうに定めてあると見ていいですよね。上の欄はそうですよね。要は、ここに計画外流通米という統計がない。数字がないわけで、計画外流通米というの は一体何だったんだろうかというふうに、今突然わからなくなつたということなんですね。

そこで、資料 1 「米をめぐる情勢」の 6 ページの下の段の右側です。「13 年産計画流通米の集荷実績と最終集荷見込み」というのがありますね。これで 13 年産を見てみると、生産量が 906 あります、基準数量というのが 505 あるわけでね。これは言うなれば計画出荷量と目されたものと見ていいんでしょうかね。そして集荷実績があります、最終集荷見込みがあって、農家等消費は 460 万トンと書いてありますが、これが計画外ですかね。そうしていきますと集荷率が 49.2 % で 50 % を切ったということですが、これは生産量に対する最終集荷見込み数量ですね。一体これは何だろうということなんです。

集荷率が半分減りましても、しょせんは「農家消費等」と書いてある 460 万トンが圧倒的な量を占める中でこうなっているわけでしょう。一方、「基準数量」というのが計画生産数量ですね。それに対する集荷実績は 443 万トン。にあるわけですから、集荷率というのはこんな形で見て、半分切ったじゃないかと。半分切ったことについて私なんかはかなり負い目を感じていて、何で半分を切るんだろう、何でもうちょっと集荷できなかつたんだろうと思つたり、様々あるんですけれど、しかし、生産量に対するこういう見方で半分切りましたと。で、実は段々切ってますよと。だんだん切っているから、ここに括弧書きで全農プラス全集連の努力不足と全体としての計画流通制度の設定の機能不全みたいなものがあるんじゃないとか、先ほど御説明いただきました「生産調整に関する研究会」の論点と課題のところの 5 ページですか、6 ページですか、におきましても、「計画外流通米を『好ましくないもの』と位置づけて」云々というのはおかしいと。本来のあり方を否定するとおっしゃっている。本来のあり方を否定するということとどんな関係があるんだろうと。

それから、計画流通米はコストがかかるので、この競争力を高めるといいますかね。それで競争力確保に向けて制度自身の見直しが必要じゃないかという意見も出ているわけですね。ちょっと待ってくださいよと。一体需給計画の設定の仕方、集荷率の見方、農家等消費という数字の置き方等々いっぱい見てきますと、ここの部分は、本格的に法制度のあり方と関係するんであれば、法制度のあり方も含めてきちっと頭の中を整理してからな

いとだめなんじゃないかと、こんなふうに思った次第であります。

大変わかりにくいことを言ったかもしれません、原点は、だんだん集荷率が減っていて機能不全に陥っているんじゃないかというふうに周りも見ているし皆さんも思っておられると思うんです。おいおい、ちょっと待ってくれよと。一生懸命やっているのにそんな形で位置づけるようなことでいいんだろうかと、こんなふうに思うわけでありまして、そうなってくると、もとから返ってこの制度のあり方なり需給見通しの設定の仕方なりも見直してかかる必要があるんじゃないか、こんなふうに思ったということであります。

八木分科会長 計画課長どうぞ。

針原計画課長 今の御指摘は、今後の計画流通制度、ひいては生産調整全体のあり方を検討する大きな論点だと考えております。「米をめぐる情勢」の6ページにわざと、今まででは計画流通米の集荷率が全体生産量と比べてどれだけ集まったか。全体生産量につきましては統計の数字で確定しておりますし、計画流通米の集荷量につきましては行政上の数字として完全に把握できるものでございます。ですから把握できる二つのものを割り算しただけで5割とか、5割を切つたとか言っておりますが、実際には、今回も別の見方を例として参考に表示させてもらっておりますが、例えばこの中にはカントリーで出るくず米が相当数含まれております。ですから、昨年の場合は2等米比率が高くなつたためにカントリーからくず米がたくさん出ておりますが、それは計画流通米として流通するわけではございません。ところが、その部分につきましては、一度農協なり系統がきちんと把握している数量でございます。で、くず米の比率が高くなつたことにより計画出荷米の割合が減る。そこで見かけ上機能不全に陥る方向に行っているのではないか。ただ、実態はそうでもないかもしれません。

そのほかに、ここに数字も推定として出せればいいのですけれども、農協自身が計画外で集めている数字がございます。我々が推定して三十数万トンあるのではないかと思っておりますが、その部分についても、安定供給ということを考えれば視野に入れていいのではないかということを考えた場合に、現在の食糧法では計画と計画外ということで、計画をつくるときは計画の数字をつくるわけですが、安定供給のための装置を考える面で、現在の区分が果たしていいのかどうかということは考えていかなければいけない重要なポイントだろうと考えております。

八木分科会長 竹内委員どうぞ。

竹内委員 今の問題は、生源寺先生がおられますから生源寺先生の御発言の方が適切か

もしれませんが、これから流通部会で議論されるテーマに関連してくるんじゃないかなと思うんです。

今、山田委員が「機能不全」とおっしゃいましたが、機能不全というふうに考えるべきなのかどうか。全体の総量と流通・消費というのは一つあるわけですけれど、そのうちの約半分の計画米のところは表にもはっきりしている。計画外も半分ぐらいある。その計画米の大部分は系統が流通を担っているという実情にあるわけですね。

そこでこれから議論になるのは、最低限二つ考えられるのは、農業の分野でいろいろな農産品ができますけれども、流通が5割になっているというのは、ある意味では非常に大きいわけです。いろいろな農産物の中では特定の流通機関がそれだけになっているとは言えないものもいっぱいあると思います。ですから流通の担い手が5割を切っているのは、担い手にとってはもっと担いたいというのはわかりますけれども、全体から見ると機能不全と考えるかどうかは当然議論があるところだと思います。

もう一つは、しかしながら、お米ですから他作物とは違うので、前回の不作のときの経験にあるように、何といっても基礎的な食料ですから、その安定的な生産・流通・消費というのは他作物より重要性が高いということは国民の共通なコンセンサスになっていると思いますので、そういう側面から見ると、どう評価するか。そういう側面も当然あると思います。

大きく分けて二つあって、そのバランスをどう考えるかということになると思うんですが、その辺の議論が整理されてくると、この表のつくり方自体も、確かに山田さんがおっしゃるように、全体需給があって計画流通米があれば、当然その横に計画外という欄があって、それで全体がわかると。計画のところしか書いていないというのも、将来はあるいはもう少し、全体需給、内訳がこうだと。よくわからんというか、推定値でありますと。おっしゃるようないろんなものも中にはありますと。それについてどう考えるか、どう機能を果たしているか。

ただ、今申し上げました2番目のところというのは、安定時にはいいんですけども、食料大不足時というようなときには、計画外の世界についても、おおむねどういうことになっているのかということはもう少し政府としてもふだんから把握しておくことが適切かなということも出てくるんじゃないかなと思うんです。

いずれにしても、山田さんの御指摘はよくわかりますけれど、まさにこれから生産調整研究会の流通部会でいろいろな議論が出てきて、もう少し整理されていくことになるんじ

やないかと思っておるんですが。

八木分科会長 他にございますか。

細野委員どうぞ。

細野委員 「生産調整に関する研究会」についての要望を一つ述べたいんですけども、これまでの枠組みにとらわれずということですので、できれば議論していただきたい論点として、農業の構造改革を進める上での税制の問題点みたいなもの、ボトルネックになっているようなものがあるのかどうかですね。あるとしたらどういったものでと、そういう論点整理も含めてやっていただく。というのは、今、経済財政諮問会議等でいろいろな税制の見直しを経済の活性化という観点も含めてやっていますけれども、そういう流れと並行してやっていただければ、今後の構造改革や生産調整を円滑に進める上でも役に立つんじゃないかと思いますので、お願いしておきたいと思います。

質問は、この研究会、御報告をお伺いしますと本当にいろんな論点が出ていて、今後どういう形でこれを收れんさせていく、あるいはまとめていかれるのか、スケジュール的な……。なかなか難しいと思うんですけども、もし今のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

八木分科会長 生源寺委員どうぞ。

生源寺委員 それでは、この分科会の委員としての発言になるのかどうかわかりませんけれども、今、二つの点がございましたので、私なりの考え方を述べたいと思います。

第1の国の全体状況をにらみながら検討すべきだ - 税制も含めて - ということでございますけれども、そういう点にも配慮すべきだという声が委員の中からも出ておりますし、適宜配慮していきたいと思っております。構造改革なり、いわゆる「骨太の方針」なり、経済諮問会議でどういう議論がされているかということも、関係のある部分については紹介をしていただいているということもございます。

2番目の点でございますけれども、3月いっぱいでの段階での論点の整理をおおむね終えたと考えております。今後でございますが、事務局から御説明がございましたように二つの部会で議論をしていくということになるわけでございますけれども、これまでにかなり時間をかけて、論点の確定といいますか、ここだけに精力を注いでまいりましたのは、これから議論の地ならしという意味もあったかと思っております。また、後ほど議論があるかもしれませんけれども、まだ確定しているわけでございませんが、いわゆるミニマム・アクセス米の影響の評価についてもかなり率直な意見交換をしておりまして、これは

これで私は大変意味のあることだと思っております。したがいまして、これまでのところ、ややスラッキッシュといいますか、進捗状況はゆっくりに見えるかもしれませんけれども、4月以降はかなり集中的な議論をしていくことになろうかと思います。

落としどころということになるかと御質問の趣旨を承るわけでございますけれども、私が座長として今考えておりますのは、もちろんシステムなり新しい仕組みについて具体的なアイデアを、私個人は別といたしまして、全体としてまだ持っているわけではございません。ただ、4月から議論をしていただくに際しては、いろいろな論点があるけれども、ここが非常にポイントになる論点ではないかということをお示ししながら進めていってはどうかというふうに思っております。

また、不公平感の問題でありますとか、こういった点につきましては、なるべく早い時期に議論を煮詰めていただくようなことをしながら、今後の検討が効率的、しかも深みのあるものになるような配慮をしてまいりたいと思っております。

また、流通部会、生産調整部会、さらに生産調整部会のもとに専門的な委員会的なものが設けられることになると思うわけでございますけれども、ポイントはこの間の整合性を確保していくということになろうかと思います。その意味では、今まで企画部会という形で論点の整理なりを担ってきたわけでございますけれども、これからは各部会の間の相互の整合性を図る、あるいは食糧庁、それ以外の局でのいろいろな政策の検討なり展開との整合性を図るといった役割を果たしていただきたいと思っております。

タイムスケジュール的なことを特に私自身が強く意識しているわけではございませんけれども、6月までの検討で相当踏み込んだ議論ができればいいのではないかと思っております。その意味では、通常のこういった研究会のペースにはないようなハイペースの検討になろうかと思っております。

八木分科会長 ありがとうございました。

長官どうぞ。

石原食糧庁長官 生源寺委員の発言の前に私から御説明いたしまして生源寺座長に振った方がよかったですのかもしれませんけれども、この研究会は、御案内のとおり昨年11月の決定を受けて発足させたものでございます。二つ申し上げておきたいと思いますけれども、この研究会は、この分科会も、あるいは分科会に限りませず、農林水産省のいろいろな諮問機関については、すべて今大体そういう方向に行っておりますけれども、すべてオープンということで運営いたしております。もう一つは、決して役所からリードするということ

となしに、お任せということではないですけれども、役所が方向づけるとか、そういうことなしに、委員の先生方の御議論で結論を導いていただく。それが、例えば生産調整のような 30 年間続いた問題、こういうものの解決には、回り道のように見えても早道ではないかということで、オープンということと、役所が方向づけるとか、そういうことをしないで運営しているというふうに思っております。

今のスケジュールの問題は、そういう意味で、研究会の先生方の御判断で、どういうタイミングでまとめられるかということにかかっているわけでございますけれども、役所といたしましては、経済財政諮問会議のあいう動きもございます。構造改革をできるだけ速やかにやりたいという気持ちがございますので、節目節目で整理させていただきたい。一つは、役所のことですので概算要求という時点が一つの節目でございます。それと、秋に恐らくことしも米対策ということで与党との協議が始まると思います。その二つの時点を一つの整理のタイミングとしてお願いしたいということは委員の先生方にはお願いしております。この点は、我が方の大臣も経済財政諮問会議に出席し御意見もいただいているということで、大臣からも強く言われております。この点だけはお願いしているということだけ申し上げておきたいと思います。

八木分科会長 今お話がありましたように、「生産調整に関する研究会」は、生産調整の今後のあり方にかかる検討だけではなくて、それに関連する食料行政全体について、かなり幅広い議論をいただくことになろうかと思います。

石原食糧庁長官 今の会長のお話で一つ申し上げるのを忘れたのですけれども、そもそもこの研究会は名前から「生産調整に関する研究会」ということで、生産調整の問題と計画流通制度ですね。去年の 11 月の決定にはそのように書いてあるのですけれども、生産調整のあり方の問題と計画流通制度の問題、この二つの問題について御議論いただきたいということで設置して検討をお願いしたわけでございます。

ところが、研究会の議論の中で、生産調整の問題だけを議論して、技術的といいますか、そういうもので答えが出る問題ではないだろう。関連施策といいますか、そういうものについても幅広く検討する必要があるだろうということで、今、会長からもおっしゃっていただきましたような形で推移してきておりまして、先ほど述べましたように、あくまで研究会の先生方に御議論をしていただくということが第一でございますので、役所としても、研究会の先生方の意向を受けて、役所の出席者にも、決して食糧庁だけが対応するのではなくて、各局の協力もいただいてこれに対応しているという状況でございますので、補足

させていただきます。

ハ木分科会長 生源寺座長には大変御苦労をおかけしますが、精力的によろしくお願ひいたします。

では、甲斐委員どうぞ。

甲斐委員 一つ「米の消費動向」で、8ページ目なんですが、私が身の回りを見ていますと、おにぎりブームで、お昼をおにぎりにする方も多くて、お米の消費が増えているように思うんです。実際に食べている人は増えているように思うんですが、この消費動向は加工用のお米も全部含めて御飯の食べ方が減っているというふうに出ているわけでしょうか。

針原計画課長 これは食糧庁が独自に調査した調査の協力を願いしている方々にかなり込み入った帳簿をつけていただいております。例えば御家族が外で食べた場合に、その御飯換算量を出していただく、いろいろな加工品を買った場合にも帳簿をつけていただくということをやっていただいた上でデータでございます。

甲斐委員 そうしますとやっぱり減っているということになるのかもしれません、私が見ていますと、お米は食べているんじゃないかなと思うんです。ただ、そのお米が輸入米であるか、くず米のふるい目下のなんとかというのも混米されているということで、表示の中でどうかしろと問題になったのをちょっと耳にしたんですけど、こういうものも格上げでお米の中に入って、これは本当は加工用なんですか。だけれどもそういう形になっているし、結構食べていると思うのと、「ミニマム・アクセス米の影響評価」の中でも苦しい御表現があるんですけども、胃袋は決まっているので、調製粉であろうが、ミニマム・アクセス米であろうが、どうやって分離したの、こっちのは回さないようにしたのといっても、国内で消費されたらやっぱり胃袋に入るので、食べる量は制限があると思うんです。だから米粉調製品の問題とか、そういうものを量としてしっかり把握しておかないと、普通に農家がおつくりになったお米の消費が減っていくということが起きてしまうかなというふうに思います。

それから、委員さんの表現の中にも出ていたんですが、私どもが望むのは安全で良質なということが第一名目にあるんですけども、これから安全性をめぐる懇談会というのが立ち上げられるということですけれども、そういうところで、今のところは計画流通米は一応検査機関が検査なさるということになっていますけれど、根本的にお米として残留農薬量が多いとか少ないとかいったものは、どこかで全量調査、抜き打ち調査とか、そういう

うものは現在なされているのかどうか。やはり計画米だけなのか、計画外米もそういう調査がなされているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

針原計画課長 まず、ふるい下のくず米が混米、格上げということでございますが、もともと日本人はお米をすべて米ぬかまで含めて有効利用しようということで対応しております、今、統計上は 1.7 ミリのふるいでやっておりますが、もう少し品質のいいものが好まれるということで、ふるい目も場合によっては 2.0 ミリ、1.85 ミリというものになります。

ただ、ふるい下も有効に利用するという観点から、流通というのが買ってからできている。したがいまして、ふるい下になったものにつきましても昔から、それなりの需要があった場合にはある程度の食用としての供給が行われておりますし、現在におきましても、業務用なり、それなりの主食用としての需要もございます。ですからそれに対して適切な供給を行っていくのは流通の一つの責務ではないかと考えております。そのほかに、もう少しきずになるものについては加工用に持っていくとか、そういう問題でございます。したがってあとは、表示といいますか、透明性が問題になるのではないかと思ってあるわけでございます。

もう一つは、調製品なりその数量について把握しているかどうかということでございますが、調製品等の輸入量は把握できております。ここに資料がございますが、したがって、どの程度影響があるかということにつきましては、数量的な影響はそこからの数字はわかりますし、調製品につきましては自由化されております観点から、影響がないということは言えないかなと思います。他方で、国家管理で輸入しているものにつきましては、ある程度国の管理のもとにおいて、影響を回避するような販売行動を国が努力して納税者の御負担をいただきながらとっているということだろうと思います。

八木分科会長 続いて、食糧庁の消費改善課長からお願いします。

湧野消費改善課長 残留農薬とカドミの調査の点でございますけれども、カドミにつきましては、過去 3 年間に 0.4ppm 以上出た地域のものについて調査させていただいています。食品衛生法上は 1 ppm 以上が販売ないし加工してはいけないとなっておりますけれども、食糧庁の自主的ルールということで 0.4 以上をチェックしておりますが、過去出たことがある地域について、すべて市町村レベルではカバーしております。

点数から言いますと、カドミのそういう地域、重点地域というのが 411 点ございます。それ以外に、私のところを調べてもらいたいという要請調査がございますけれども、これ

が、13年産でございますが 104 点あります、合計 515 点ということでやっております。14 年産からこれを倍増いたしまして約 1,000 点についてやりたいと思っておりますが、基本的に対象となるお米につきましては政府米あるいは自主流通米ということでござりますので、計画外については入っておりません。そこまでは、相手方の同意も必要ですので入っておりません。

それから残留農薬でありますけれども、これは農薬の使用基準に従って使っていただいたら、基本的には何ら問題がないというものでありますので、生産量なり作付面積なりを踏まえて全国的に分布してとっていますけれども、これが約 1,000 点でございます。過去に基準値を超えて出たものはございません。これも 14 年産につきましてはそれを倍増いたしまして、約 2,000 点でやりたいと思っております。

以上です。

甲斐委員 ありがとうございました。

石原食糧庁長官 今の甲斐委員のお話で一つ私から申し上げておきたいと思いますけれど、8 ページの消費量ですね。平成 12 年度が 0.1 % ふえたわけでございます。これは、先ほどもお話がありましたけれども、我が方の米の消費動向等調査という、8,300 戸を対象に毎年平成 8 年度から調べている調査なのですけれど、これで平成 12 年度初めてプラスになった。

ただ、1 人当たり幾ら食べているかの消費量の確定版というのは、別途、農水省が食料需給表というものを出します。これが 12 月にまとまるのですけれども、この結果で判断するということで、これで見ますと 12 年度もマイナスだったんですね。ただ、我が方の消費動向調査では初めてプラスになった。ところが、13 年度に入りましてから一環してマイナスなんですね。この原因は正直言いましてよくわかりません。我が方の担当に説明を聞きましても、内輪の話であれでございますけれども、当初暑かったんですね。ですから、めん類。冷やし中華とか、そういうものが伸びたんだという説明があったんです。それと、秋になりましてちょっと暑さがおさまったころに BSE の問題があった。BSE はまだ続いておりますけれども、牛丼が食べられないということで、その影響があるのでしうけれども、年末から年始はちょっと寒いときがありました。そうすると温かいめんが伸びたと言うんですね(笑声)。そういうこともありますずっとマイナスなわけです。

我が方はとにかく何とかマイナスに歯どめをかけたいということで、先ほど計画課長から説明しました、11 ページにございますテレビですね。これは昨年の米対策の検討の過

程で、ある卸の方から、テレビを活用して御飯が健康にいいのだということを訴えるべきだというお話がございまして、御案内のとおり、食管、今非常に赤字で財政は余裕はないのですけれども、倒せるものは全部予算を倒しまして、一点豪華主義といいますか、ここにかけるということで、4月からこういうテレビ番組を放送することにさせていただいたところでございます。

最近、例えば花粉症にヨーグルトが効くとか、テレビの効果が非常にあるということをございますので、我々はこの番組の効果に期待しているということなのですけれども、先ほど計画課長がどういうつもりであるか言わなかったのですが、第1回目には総理に御出席いただきまして、総理にも御飯が健康に、我々のあれに御協力いただいているということをございますので、御披露させていただきます。

甲斐委員 関連で一つ山田委員に伺いたいんですが、先ほどのふるい目下なんですけれど、これはだから計画流通米なんですよね。ふるい目で落としたのね。それを混米して出すときには、どこか違うところから、計画外から出ちゃうんですか。

山田委員 私への質問でございますので私からあれしますが、むしろ生産されている五月女さんなり皆さんの方が詳しいかと思いますけれど、ふるいにかけまして、1.77か1.7を基準にしているんですけど……。

甲斐委員 もったいないと思いますね。

山田委員 ところが、実際売るに際しましては、網目をもう少し広げまして、いい米だけを主食用にできるだけ自主流通米に出そうとするものですから、1.85とか1.90の網目にするわけですね。そうすると、その間の米が当然のこと下へ落ちてくるわけで、落ちてくる米は主食用に充当しましても何ら不足のない米であります、それは格上げとか格上げでないとかいう概念とは全く違う。あくまで米には変わりない。ただ、商売上、できるだけ粒のそろったものを出そうということでやっているわけでして、だから落ちた部分も、ちょっと粒は小さいけれども大変おいしい米で変わりないということですから、混米とか格上げとかいう概念とは全然違う種類の米であります。

甲斐委員 そういうことを伺ったんじゃなくて、6ページに、計画流通米の集荷が減ったのは一つにはこういうものもあるんじゃないかという御説明があったので、これがどこへ行っているのかなというふうに思いました。

八木分科会長 計画課長。

針原計画課長 数字の問題ですから私からお答えしますと、ふるい目に1回下がると、

それは計画流通米ではなくて、計画外としてのカウントになります。

甲斐委員 わかりました。

八木分科会長 五月女委員どうぞ。

五月女委員 今、山田委員からもお話がありましたが、計画外のお米といいましょうか。そういう認識の中で我々が農協さん、全集連さんとお米の契約をしたときの出荷量、そのオーバー分が計画外ということになろうかと思うんです。現実出荷した中ではね。集荷された中身においてどう販売されているかということは全然把握していないのが現実です。農協にしろ全集連へ出してしまえば、どう売られているかというのは余り農家は関係なくて、ましてや兼業農家というのはそういう認識はさらさらないんですね。計画外の認識を深める中で、専業農家と兼業農家の歩合といいましょうかね。金銭的な、経済的な流れもひとつ判断していただきたいと思っております。

それと、ふるい目下のお話がありましたけれども、山田委員も認識、農家でないですから、ないかと思うんですけど、ふるい目下を食用に回すなどということは農家は前提にしていない。できない。そんな器用なことはできませんよね。ですからそれはちょっと違うかなという気がするんですけども、それは雑談にしても、長官から財政の話が出たんですが、実は私の手元へ2月の下旬に、平成12年度大豆の精算金が遅くなりますよという通知文が末端の農協から来ました。大豆の生産金というのは毎年翌年の12月に入っているのが現実なんです。それが遅れまして、実は今日入っているんです。12年ですよ。消費者の皆さんには頭を働かせて聞いていただきたいんですけども、12年です。

今日は資料を余計コピーしてきましたから後でお渡ししますけれども、遅れた理由。国の交付金交付の事務が遅れている理由ですね。豆系制度の導入などにより事務処理が混乱し、交付金対象数量の確定に手間取っている。これが一つ。二つ目。2月中に精算できない理由。実はこれ、12月にできません、1月にできません、2月になりますよというのが集落座談会で説明されたんですね。その2月中になぜ精算できないかという理由ですけれども、交付金交付月日が確定していないことから経費・金利ですねの算出が確定できず、精算単価の算出ができない。これが一つ。もう一つですけれども、大豆交付金制度において販売代金の精算は交付金交付後に実施することとされている。3番、精算時期について交付金交付日の3月末見込みに合わせて精算いたします、ということです。

この額ですけれども、60キロ当たり、12年の大豆、私たちが受け取った金額は8,350円です。今回入る額が4,714円です。きょう入っている額が4,714円。内訳ですけれども、

1等のタチナガハという大豆ですけれども、4,564円が精算金です。特別事業費 150円で4,714円です。大体3分の1の金額ですね。代金の3分の1が2年後の今ごろ入るということは、転作で大豆を本作にしているということからしていかがなものかという気がするんです。交付金ですから仕方ないと思えば仕方ないんですけども、もっとその辺の配慮がなされるべきじゃないかなと。本作化すれば、我々は精算金、3分の1の金額というのは利用範囲としては価値観の高いものですから、こういうものができないということになれば何らかの処置があってしかるべきじゃないかと思っております。

それと、麦の作付といいましょうか。生源寺委員さんの委員会で大変お骨折りいただいて、これからまとめようかという中で、御努力に敬意を表したいんですけども、我々が麦の契約をするというのは、夏の時期に私はビール会社と契約します。そのとき、来年の転作面積が我々の範疇では決まっているんです。多少の増減はありますけれども。そうすると、その時期に来年度の転作が、米価審議会のころから言ってありますけれども、我々の頭にはできているのは確実なんです。ただ、それが転作の手法としては、まさに今の時期に転作計画ができている。麦は前年度から作付が来ているという状況から見まして、そこらは我々にとっては理解ができないところがあります。

それと、計画外のお米のことなんですけれども、去年の時期に、計画外のお米の集荷率というのは、我々が肌身で感じているのでは恐らく5割を切るだろうということをお話していたのが現実ですね。そういう計画外のお米、計画内のお米というのは、生源寺委員さんのところでまとめようとする新たな仕組みが必要でないかということは肌身に感じてわかっています。

私は計画外を扱っていますけれども、9割方計画外ですが、転作は適正にやってありますし、在庫も自分でやる。リスクは自分でしょっているんです。計画米よりは我々の範疇の方が国に対しては財政負担は求めていないんですね。農家自身が負担していますからね。そういうことから言うと、まさに今の時代に合った手法を私たちはとっていると思っているんですよ。そういうことが例えば転作がうまくいかないとかいうものとはまた別。計画外のお米の中にも考え方いろいろありますよ、というのをひとつ頭に置いていただきたいと思っております。

以上です。

八木分科会長 企画課長。

長企画課長 最初の大豆の精算金の件でございますけれども、私の方で今十分承知して

おりませんので、担当局の方で実態を調べまして、できるだけ早く委員に御説明できます
ように準備したいと思います。

佐藤土地利用型農業調整官 農産振興課の佐藤と申します。

大豆の関係ですけれども、今おっしゃいましたようにすぐ御回答できないので、後で調べて五月女さんにお話ししますけれども、一般的に大豆は秋にとれまして、その年から売り始めますけれども、基本的には年が明けてから卖りますので少し時間がかかるということで、精算に時間がかかっているのは事実ですが、さらに、最近生産量がかなり増えたものですから、昔は秋にとれたものは翌年の夏ぐらいまで大体全部売り終わっていたものが、今は完全に年間販売しなければ全部の量がはけないという実態がありますので、後ろに延びるという可能性はそういうことからなのではないかという感じはしますけれども、もう少し実態を調べて御回答したいと思います。

五月女委員 お願いします。

八木分科会長 では、長官。

石原食糧庁長官 麦のお話は数量管理の問題ですね。こういうペースだと来年もうまくいかないぞということだと思いますけれども、研究会で御議論いただくときには、数量管理につきましては可能な限り 15 年度実施に向けて検討するということで進んでいるわけでございまして、我々はそういうつもりであります。

ただ、現地検討会で意見を聞きましても、数量管理の問題につきましては難しい問題が指摘されております。確認がうまくいくのかとか、いろいろ指摘されております。そういうものも含めて、研究会の生産調整部会、場合によっては確認になりますと専門委員会の方かと思いますけれども、こういうところで御検討いただく必要がある。その中で我々が当初のねらいとしてあります可能な限り 15 年度実施に向けてという、これがどうなのかということは検討の過程で整理しなければならない問題だと思っております。

それから計画外のお話がございました。先ほど論点整理の中で出ましたように、計画外もそれなりのあれだということをちゃんと論点として入れろという御意見がありまして、あのような整理がされていると思っておりますので、五月女委員からお話がありましたようなことも含めて、この研究会の中で御議論いただける問題だと思っています。

八木分科会長 山田委員どうぞ。

山田委員 いろんな皆さんがあいでになりますので、今の五月女さんのお話だけだと誤解を与えちゃいけませんので私も申し上げさせてもらいますけれど、率直に言いまして、

五月女さんの御意見は、計画外流通米は自分でコストを負担しておって、将来のあるべき一つの姿だよというふうにおっしゃいました、私は決して否定するものではありませんが、先ほど言いましたように、計画流通米の米は、というより、計画外は新米として出来秋の早いうちに売れるわけでありまして、それは自由に売れますから自由に売っていただいて価格形成できるわけです。一方、計画外は定期的に売れる量を売っていきますから、去年の秋にできた米を今ごろ売らなきゃいかんということになりますから、当然のこと金利や倉敷がコストとしてかかっているわけですね。これが1点。

2点目は、出来秋は新米としてどんどん売っていって、しかし結果的に、4月、5月、6月に来ますと、需給動向によりまして在庫の、これじゃ毛頭売れないよというものが出でてくるわけですね。売れないと思っているものを売りに出しますと価格が大きく変動いたしますから、その分を調整保管したり、場合によったら調整保管した上でさらに翌年に古米として販売するしかないという事態が在庫調整上出てくるわけで、そのコストを計画流通米で負担しているわけでありまして、さっきの論点・課題のところでも何度も出てきていますが、不公平感があるじゃないかという議論がそこに出ているわけでありますから、物事を否定いたしませんとして、そういう農産物の販売上の特性を踏まえた上で、安定的に不公平感なく流通させるにはどんな仕組みがあるだろうかということを謙虚に平等に検討していくかなきゃいかんのじゃないか。こういう意味合いでありますので、その点よくよく検討していったらいいというふうに思っております。

それから、大豆の件で、今、農産の担当の方からもお話をありがとうございましたが、12年産の大豆でありますけれど、12年の秋にできた大豆につきましては1年かけて去年の10月、11月まで売っていくわけです。新しい大豆を生産するまで売っていきますから1年かかるわけですね。これが一つ。

2点目は、輸入大豆、とりわけ国産の大豆に大変よく似た形でアメリカで生産される大豆があります。それを商社が当然のこと入れていきますから、それと入札で価格が決定していく仕組みにしてありますから、秋になりますと、今年の国産の大豆のできがどうだ、ましてやアメリカにおける大豆の需給動向がどうだということで大きく影響してくるわけで、去年の秋にどんな価格形成ができるかというのは非常に難しいんですね。その結果を見ないと補てん金、精算単価が決まらないということにだんだんなっちゃうものですから、結局は秋に値段の決まる話は、最後さらに2、3ヶ月かかって今ごろの精算になっちゃうという問題を抱えています。この問題も農産物の販売の特性ということでありますので、

こうした部分も念頭に置いた制度のあり方をいずれにしろ検討していかなきゃいかんと思っていますので、その点も御理解願いたいと思います。

八木分科会長 岡本委員どうぞ。

岡本委員 感情でしか物が言えないという状態なんですけれども、質問とか意見ではないんですが、思いつくままに。

この研究会でも、生産者まで必要な情報が伝わらないというところがありました。確かにそれも感じられます。生産者が今どういうふうで生産調整をやっているか、何でやっているのかも考えもせずに、せんならんでやってるんやという部分もあると思うんです。30年もやってきましたから、もうそれが当たり前になってる。何でこれが始まったんだ、やらなきゃならないんだと深く考えもせずにやってる部分があると思うんです。

情報が生産者にきっちり伝わっていない部分もあると思えば、その反対もあるんではないかと思います。皆さんのが本当に農家の現状を御存じかなと。例えば麦、大豆をつくります。でも、小麦のところでモラルハザードが出てきましたけれど、何でそんな小麦をつくってしまうのや。つくれないようなところでつくってるのは生産調整をしなければならないからつくってるんですよね。面積をこなさなければ。面積をこなすには、地域の人と話し合うと、何かいいところがなければさんは乗ってきてくれません。そしたら小麦をつくるのが一番有利なんだと。そうしたら多少条件が悪くても小麦をつくりましょうということになるんですね。そうすると物が悪くなってしまいます。こういうところを見ていたいたことがあるんでしょうか。これから田植えに入りますと水路の関係で無理が出てきます。でも、それを承知でするんですね。今私たちがやってることは、すべて生産調整抜きでは考えられないわけです。

今、計画外の話も出ました。計画外、なぜするのか。これからの姿だと五月女委員は言われました。確かにそうだと思います。生産者なら生産しているだけで、あとはお任せでいいわけです。出てしまえば安くとも出してしまえる。でも、専業で経営者としてやってる経営の面から考えたら、計画外はどうしても必要になってくるんです。この値下がりを補うには自分でリスクを負ってでも売らなきゃ仕方がない。直販なり、加工なり。

うちは加工もやってます。直販もやってます。生産だけに徹することができたら農家も楽なんですよ。でも、販売まで考えなければならなくなつたというのが、この何年かの農政なんですね。信じてきたものを裏切られたみたいな感じでいるわけなんですけれど、すべて生産調整にかかってきます。そうすると、生産調整を長年やっていても効果が見え

てないというか、これだけ皆さんがあつてもらっていたら米の値段も安定しましたということは今までまずないですよね。だからそれがあらわれるよう、計画外なり、農家消費ですか。今、農家の方も、そんなに安かったら親戚にやつた方がましやというような感じで、皆さんのが数字をつかむのは本当に難しいことだと思うんですけれども、何とかしてほしい。効果のあらわれるよう数字をつかんでいただきたいというのと、そうすると専業農家と兼業とか販米の農家の区別も必要かなと思います。

それと、今一番気がかりというと、気がかりというのは大げさかもしれませんけれど、生産調整を達成していない県、している県があると思うんですが、私は自分の狭い範囲でしかわかりませんけれど、私の県は達成しません。でも、市としては達成してるんですね。一生懸命やつてるんです。取り組んでるんですけど、市町村合併が話し合われています。そうすると達成しない市と合併するとどうなるんだと。今まで一生懸命に農家さんに頼んでいたのが、達成しない市と合併したら意欲がなくなるんじゃないかみたいな心配もあります。

そんなことで、うなんや、うなんやと納得していたんですけど、話を聞いている間とか、読んでいる間というか、だんだん感情的になつてしましましたけれど、思うままに話させてもらいました。

それと、さつきふるい目の話がありましたけれど、食糧事務所は厳しいですね。秋の間に指導に来てくれます。1.7が話に出ましたけれど、専業農家なら1.7でふるってる方は少ないんじゃないでしょうか。五月女委員さんも多分そんなことはないと思います。作業所へ来て、網をしなりしなりしてください。またその上に流すんですね。速度というか、量。もっと量を控えてください。これじゃみんな通つてしまつますから、もっとゆっくりしてくださいと。すごく厳しいといいますか、親切なといいますか。だからそんなに悪い米というか、小粒の米は出つてないはずなんですけれどね。ほかはわかりませんけれど、いかがでしょうか。専業農家というか、ある程度のところへは指導に来てもらっていますから、細かい米はまず入つていつないんじやないかと思います。

失礼しました。

八木分科会長 ありがとうございました。

上田委員どうぞ。

上田委員 「生産調整に関する研究会」が開かれたことはとてもいいことだったと思います。隠れている声、生産者の声、消費者の声もどんどん出てきて、私もせがれにメール

マガジンを開いてもらって隨時読んでますけれど、いろんな意見が出てよかったですなと思っています。

その中で気になることは、私たち生産者自体もそうですけれど、生産調整にかかる補助金、助成金がいっぱいありますと、とてもわかりにくいんです。最初のこの会でも加倉井委員から、もっとわかりやすいことにしたらどうかというお話がありましたように、事務的にも大変困っているという意見がいっぱいありました。そのことについてどう考えていらっしゃるかということと、生産者は生産調整をする、減反をするということで大変困っている。消費者といいますか一般の方から見ると、農家にばかり助成金が行って、それはおかしいという意見があるということ。対立した考え方があるんじゃないかなということも気になります。

それで、研究会の中でも意見が出ていましたように、国民に対する米とか食料にかかる政府の先の見通しといいますか、どういう方向で行くというちゃんとした考えが、本当に生産者と消費者にわかるような仕組みというか、情報の流し方をとっていかないと、おかしな状況がいつまでも続いているんじゃないかなと思っています。

もう一つ、メールマガジンを開いていて、ちょっとした言葉ですけれども、「C T E」というのが出てきましたが、それについてわかりませんので教えていただきたいと思います。

もう一つ、消費量についてですけれど、学校給食を全部米飯給食にしたら消費ももうちょっとふえるんじゃないかなという意見もありましたが、製粉業者の方もいらっしゃいますし、パン業者の方も困るという意見も中にはありましたけれども、全部米飯給食にした場合消費が今よりもどれくらいの量にふえるということがわかりましたら、それも教えていただきたいと思います。

以上です。

八木分科会長 企画課長、お願いします。

長企画課長 まず、C T E。メールマガジンでもPRさせていただいている。14年度予算から新規の予算で、C T Eというのはフランス語の略称でございますけれども、水田農業の構造改革予算ということで、今までなかった事業ですが、集落ごとにいろいろな取り組みを地域の創意工夫を生かしてやっていただこうということで、ブロック会議や県の会議で説明会を今何度も繰り返しておりますけれども、例えば地域の集落で話し合っていただいて、有機米の生産に取り組もうじゃないか。あるいは耕畜連携、そういうしたこと

をやっていこう。あるいは、これは従来もやられていますけれど、受委託、あるいは大規模農家に農地を集積していこうじゃないか。そういう取り組みに対して、直接集落に対して助成金を支払うということで、いわば集落・地域の構造改革を促進していただこうじゃないか。そういう予算を全体で 200 億、14 年度から取った水田農業の予算でございます。この特徴は、農家なり集落の方々がこういった計画をつくって事業をやっていこうじゃないかということを契約していただいて、自由に地域のアイデアでやっていただこうというところで、こちらから細かくメニューを示すのではなくて、むしろ地域型いろいろなことに取り組んでいただけるということでやっている事業でございまして、今、説明会を繰り広げていますけれども、いろいろなアイデアで取り組んでいただけるのではないかと思っております。

上田委員 中山間地の特別配分とは違うということですね。

長企画課長 それとは違います。別途さらに新しい予算と。

上田委員 わかりました。

八木分科会長 消費改善課長、お願いします。

湧野消費改善課長 学校給食の関係でありますけれども、現在学校給食の対象になっておりますのは 3 万 2,000 校ぐらいございますが、そのうちの週当たり 2.8 回が米飯給食を導入しております。これを 5 回すべて御飯を食べていただくということにしますと、現在が、これは玄米でありますけれども、約 9 万 3,000 トン使用していただいているので、大ざっぱな計算をすれば 16 万 7,000 トンぐらいに増加いたします。さらに、この数字は学校給食をやっているところですので、やっていないところが学校給食を実施して、なおかつ米飯をやっていただければ、もう 2 割ぐらいふえて 20 万トンぐらいかなと。かなり大ざっぱな計算ですけれども、その程度でございます。

八木分科会長 長官、お願いします。

石原食糧庁長官 先ほど岡本委員からいろいろ御意見をいただきました。すべては答えられませんけれども、最初におっしゃいました、何をつくればいいのか。大臣が消費者に軸足を置いたということで言っておりますけれど、我々は消費者のことをもちろんこれから考えなければならないわけですが、農水省の人間は皆、生産者にどうするかということをまず第一に考えまして、今何をつくるのかということを言われると一番つらいわけでございます。我々、生産調整で、本来であれば、麦であれば品質のいいものを、コストを安く、生産性を上げてもらうという条件で自給率も高めるということにしておるわけでござ

いますけれども、仮にそういう地域が麦に適したものがつくれないということになれば、何をつくればということを言われますと、我々はそれに対して答えを持ち合わせておりません。

しかし他方で、こういう麦のミスマッチがあって、これに対してどうこうするとなると国民あるいは消費者の負担ということにかかってまいります。だから我々はとにかく常に生産者を考え、あるいは大臣が言いますように消費者のことも考えてやるわけでございますけれど、いずれにしましても生産者と消費者両方に御理解いただけるような接点がどこにあるのかということで日夜苦労しているということで、その点で、岡本委員あるいは農業の生産現場におられる方からしますと、非常に物足りない、あるいはどうすればいいんだというおしかりはあるかもわかりませんけれども、我々は消費者・国民の目から見て納得いただける接点はどこにあるのかということで苦労しているということは御理解いただきたいと思っています。

それから専業と兼業のお話がございました。実は昨年の米対策の検討の中でも、平成7年以降といいますか、米の下落で一番大きな影響を受けているのは専業農家だと考えまして、従来の副業的農家にも3分の1ぐらいのお金が使われているわけです。それをすべて切るのではなくて、その一部をより状況の悪い専業農家に向けられるようなことは考えられないかということで問題提起したところでございます。それが一つの構造改革の提案だったわけでございますけれども、御案内のとおりの結果で、これは引き続き検討ということになったところでございます。

先ほどC T E の話がありましたけれども、他方で、構造改革、何もしないわけにいきませんので、我々はC T E の予算を取りまして、少しでも構造改革に一步近づけようということで努力しているということでございますので、専業と兼業の問題は昨年は答えは出ませんでしたけれども、経営所得安定対策のあり方の検討の中でこれらの問題は再度議論される問題だと思っていますので、御理解いただきたいと思っています。

それから、上田委員からありました簡素化の問題。これは現地検討会の記録をごらんいただいてもおわかりいただけると思いますけれども、全ての現地検討会で出されている問題が簡素化の問題でございます。これは農家にとってももちろんそうでございますし、実務をやっておられる市町村、農協、こういう方々に多大なる負担をかけているわけです。我々はそういう問題意識であるのですけれども、毎年の検討の中でさらに対策をということで、より複雑。例えば昨年の検討の中でも超過達成ということで、またより複雑なもの

が入ってしまったのですね。我々はしかし、簡素化というものは常に考えて、何とかこの研究会の議論の中でも簡素化の問題に答えられるような答えを見出すべく努力していくと思っています。

八木分科会長 大分時間が押しておりますので、発言される方は簡潔によろしくお願ひいたします。

では、竹内委員、お願いします。

竹内委員 一言だけ簡潔に申し上げますが、お米も商品ですから、一番大事なことは8ページの消費のところだと思います。売り上げがどういう状況にあるか、先々どうなるかというのがすべての商品の一番大事なところなので、甲斐委員のようにもう少し売れているんじゃないかな。あるいは事務局の御説明でも、私は率直に言って少し違和感があるのが、0.1%プラスになった。0.1%をもって「プラスになった」とは思えないわけですね。ですから営業戦略、販売戦略の話と生産計画はどこの生産者も企業もみんな分けているわけですね。営業戦略こそ一番大事ですから、消費拡大のためのいろんな取り組みは大いにやっていってほしいんですが、そのことと、どのくらい売れるか、それに基づく生産計画をどうつくるかというのを混同しちゃうと大変なことになっちゃう。それはよくあるケースなので、それは分けて考えていただく必要があるかなと。

この1年間というのはいろいろな特殊事情もあったでしょう。しかし、特殊事情があるから売れなかつたんだというふうに余り思い過ぎると、実態から分析が乖離しちゃって、それで生産計画の方がずれちゃうということも一般的に他商品でもよくあることですから、しつこいようですけれど申し上げたいのは、販売・営業戦略は大いに努力をし工夫もする。そのことと売り上げの見通し、それに基づく生産計画というのは、考え方として冷静に分けておかないといかんのじゃないかということをちょっと。

八木分科会長 ありがとうございました。

では、黒田委員。

黒田委員 今の御意見に多少関係があると思うんですけども、消費拡大のことで長官から広告に力を入れるようなお話を伺いました。この問題は私は長年考えてきたあれがあるんですけども、簡単にテレビで物量的に広告量を増やしても増えないというのはこれまで歴史が語っている問題でして、だからやらない方がいいと言うつもりは全くないんですけども、その前にやっぱり問題がいろいろございまして、今のお言葉で言えば営業戦略の問題。ということは末端の消費者のお米の買い方に関して問題はいっぱいあるんで

すね。

私はきのうも一消費者としてお米をスーパーで買いましたけれども、選択に非常に迷います。これはお米に限らない問題ですけれども、消費者から見ると、より安く、より自分に合った品質、おいしさのお米を買いたい。選択の幅が広がったから。一言で言えばそういうことだと思うんですけれども、生産者のいろんな悩みのことを考えると、これはぜいたくな悩みで、現状のいろんな問題から考えるとぜいたくな悩みかもしれないけれど、末端の消費者から見ると、小売店頭で一体何を基準に自分に合ったお米を選んだらいいかというのはいろんな問題があるわけです。

ほんの一例を言いますと、例えばトマトを買うときに、今、店頭ではトマトの糖度を表示して消費者においしさの一つの基準を提供する、そういうことがあるわけです。ですから生産者と末端の消費者との距離が余りにもあって、問題点が質的に非常に違いかって、ミスマッチの中身というのは随分大きい問題でございまして、この問題に関しては私は、今すぐは無理だと思うけれど、長期的にはそういう問題まで勘案しなきゃいけない問題があるということを御指摘申し上げたいと思います。そういうことも含めて、私は「生産調整に関する研究会」に対して期待しているところが大変大きゅうございます。

きょうの感想を申し上げますと、出てきた資料が非常にわかりやすくて、今までの官の報告、資料とは一味も二味も違う、極端に言えば素人っぽくて、素人にわかりやすい文章が大変気に入りました（笑声）。今後も御報告の中身が官寄りじゃなくて民寄りのこういう表現で続くことを素朴に期待したいと思います。

御質問もありましたけれど、この研究会は多面的ということをうたってあって、総合的で、長期的で、すばらしいお考えがありのようですが、私はやっぱりどこに收れんするかというのが真っ先に気になりました。もう退席されましたけれども、伺いたかったことは、各部会の議論の整合性みたいなことの御指摘がございましたが、生源寺委員は「落としどころ」という言葉を使われました。私は、部会間の整合性ももちろんですけれども、この分科会も含めて、他の審議会だか、研究会だか、なんとか委員会だか知りませんが、そういう他の研究会との整合性が見えてくるような研究会になることを非常に期待しています。とっくに始まっていてよかったです。率直に言えば遅過ぎたというぐらいですけれど、期待すること大ですが、そういうことを希望しておきたいと思います。

八木分科会長 どうもありがとうございました。

加倉井委員どうぞ。

加倉井委員 短くお話ししますけれど、一つは消費の拡大です。コミュニケーションの専門家として言いますと、大臣が食べるとか、そういうのがPRになると思うような感覚では全然消費拡大はできません。(笑声)

一番効果的なのは、大臣が食べるのなら、女優さんでも何でも若い人が食べる。そういう情緒的なのももちろんあるんですが、それよりも、今、若い人はダイエットにどう作用するかとか、お年寄りは成人病にどう作用するかとか。つまり、今は胃袋で食べるんじゃなくて、頭で食べる。先進国はみんなそうなんです。そういう時代なので、お医者さんや何かが出て、体にどうなんだという話をするのが私は一番消費拡大になると思ってあります。それが一つです。

もう一つは、わかりにくい、わかりにくいというので、現地検討会というのは「生産調整に関する研究会」もやっていただくことを私も主張したんですが、いろんな法制度はありますけれども、刑法のように人を殺せばいい悪いというのは永久に同じルールでいいんですが、農業の法律というのは経済情勢によってどんどん変わって、何がいいで何が悪いかというのはそのときのいろんな情勢で決まることであって、自明の理じゃないんですね。自明の理じゃないものに農家という非常に多くの人たちを従わせるためには理解してもらわなきゃだめですよ。農家に理解させるためになるべく単純な制度にしなさいよということをずっと前から言っているのはそういうことでして、理解して協力しなかったらできないものなんです、この法は。刑法と違うんです。殺したら縛るよ、そんな話じゃないんだから。そのためには単純化しなきゃだめですよ。

農家の方を 100 人集めて聞いてごらんなさい。あなたは国から幾らもらってるか、それはどんな金かと聞いてごらんなさい。わからないから。そういう制度を我々はつくってきたんです。それは間違いですよ。屋上屋を重ねて一体何をやってるんだと。私の金はいつも入ってきて、それがどこから入ってきて。それが農家はわからないんだもの。そういうふうにしちゃったのは我々のとがなので、これから少しでもわかりやすくて、なるほどといつてみんながやる制度に近づけなきゃいけない。それだけです。

八木分科会長 長官どうぞ。

石原食糧庁長官 幾つか御意見をいただきましたけれど、竹内委員からお話がありました販売戦略が第一だ。そのお話はそのとおりでございます。我々、12 年度に増えたとき、これは 0.1 %。当初はもうちょっと増えるのではないかと思ったのですけれども、結果的に 0.1 % でございまして、これを積極的に PR することが……。例えば生産調整をやめて

いいのかとか、生産調整を緩めていいのかとか、そういう議論にもなります。ですから我々は慎重に検討したのですけれども、ただ、平成8年度からやってきたものが初めてプラスになった。そういう明るい話題だったということ。もう一つは、「消費が減退している」となりますと、みんなも食べていませんよということになると、皆さん食べる気がしないのではないか。皆さんのが食べていますよ、増えましたよということによって初めて、食べてみよう、そういうことか、というふうになるのではないかということを期待して、そのときにＮＨＫにも御協力いただいてそういう放送もしてもらったのですけれど、それを一つ申し上げと思います。

それから、黒田委員からお話がありました、この分科会との整合性の問題。これまた座長とも相談させていただきまして。研究会のメンバーは、そういうこともあります、できるだけそういう配慮をしたつもりなのですけれども、先ほどおっしゃいましたような形でどういうものが考えられるか、また座長とも相談してみたいと思っております。

それから、加倉井委員からお話がありましたお医者さん。これも今ごろ説明してあれでございますけれども、30分の番組の最後に2分30秒のコーナー。これはためになる医学講座といいますか、名前までなんとか講座というふうにしようと思っていますけれども、その中でお医者さんあるいは栄養士さんに出でていただきまして、御飯は健康にいいんだということを言っていただくというふうに考えてあります。そういう形で消費拡大を進めていきたいと思っています。

それから、加倉井委員からお話がありました、農家に理解されなければ元も子もないじゃないかということ。おっしゃるとおりでございますので、我々はそういうことを十分念頭に置きながら、この検討を進めたいと思っております。

八木分科会長 では、予定の時間を過ぎておりますので、ぜひ発言されたい方ということ。

細野委員どうぞ。

細野委員 1点だけ。先ほどの質疑応答の中で、安全性チェックは計画外流通は対象外であると一言だけおっしゃったんですけれども、それだけ聞くと、我々の口に入る半分のものは安全性が確保されていないんじゃないかみたいな。多分誤解だと思うので、そんなことはないと思うんですが、もうちょっと詳しく説明していただきたいんですけども。

八木分科会長 消費改善課長、お願いします。

湧野消費改善課長 安全性の確認につきましては、基本的には公表をベースにしており

ますので、サンプルをとるときに、生産者の方々あるいは農協の方々から、結果について公表しますという御了解を得てとっています。したがいまして、あとは食糧庁はなぜそれをやるのか。基本的には安全性については食品衛生法ですから厚生労働省の所管でございますけれども、私どもはお米を販売するという販売業者の立場。政府米でございますけれども、その立場からサンプルをとってやらせていただいているということでありまして、政府米と自主流通米でございますね、それをやります。

そのときには、一定の検査をしたときに、倉庫に入れているところから持ってくるということで計画内のものを対象にしておりますけれども、計画外につきましては基本的に検査を受けません。農産物検査ですけれども、ほとんど受けません。検査を受けられても、自宅に一旦お持ち帰りになって、それから出荷されるということがありますので、万が一基準値を超えたものがありますと、カドミの場合ですと 1 ppm を超えると焼却処分、0.4 ~ 1 ppm の場合については政府が買い上げて非食用に処理するということがありますから、サンプルをとるときに、結果が出るまでどこにも流通できないわけです。とめ置くわけですね。ですから販売上かなり制約がかかりますので、そういうことに協力いただける計画流通米を対象にしてあります。

山田委員 一言いいですか。質問です。

八木分科会長 どうぞ。

山田委員 資料 2 の基本計画が基本になると思うんです。いろんなベースに。そうすると、この 4 ページに需給の見通しがありますよね。これと、生産調整に関する研究会提出資料の別添 1。ミニマム・アクセス米の評価。この 5 ページの「(参考 6)」の表ですね。私は事情はわかっているつもりですが、ここは需給見通しで出した数字。ここは当然のことミニマム・アクセスも含んで需給見通しの基本数量で來るわけですから、そうすると別添 1 の「(参考 6)」も、いろいろありますが、思い切ってちゃんと出していくということで問題解決につなげていかないといかんのじゃないかと、こんなふうに思っていますので、検討願いたいと思います。

八木分科会長 計画課長どうぞ。

長企画課長 思い切って出していくということですが、これは前回の指針のときに加工用と主食用米を分けて出してあります。ですからすべて公表済みの数字でございます。今回それを足し算しておりますので、我々としてはすべて出しております。

八木分科会長 それでは、予定の時間が過ぎましたが、御発言ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日は活発な御質疑、御意見ありがとうございました。以上をもちまして本日の主要食糧分科会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

閉 会